

環境の道

CONTENTS

トピックス

- 支笏湖でのモーターボート
水上バイク等の乗り入れが禁止に 2
- 1,000羽ツルになって(タンチョウの保護の取り組み) 3

平成18年度主要事業

- 環境対策課 4
- 国立公園・保全整備課 5
- 野生生物課 6
- 釧路自然環境事務所 6

エッセイ 7

- 自然体験活動と心の教育

レジャーノート 8

- 自然を守る
- 自然からの警鐘

事業紹介 9

- オーダーメイドのビジターセンター

イベント情報 10

身近なことから温暖化対策 11

人事異動 11

第2号
2006.4

支笏湖でのモーターボート 国立公園・保全整備課 水上バイク等の乗入れが禁止に



平成18年2月20日付け官報に掲載された環境省告示により、支笏湖全域で新たにプレジャーボート等の使用が禁止されました。

支笏湖では、平成に入った頃からプレジャーボートの利用が急増し、事故の多発やゴミの散乱、騒音などが問題になっていたほか、ボートの乗入れによる水中植生の荒廃など支笏湖がもつ自然環境への悪影響が懸念されてきました。

環境省では千歳市や関係機関と協力して様々な検討や対策を続けてきましたが、残念ながら事態は改善されず、地元からの強い要望を受けて、支笏湖全域で新たにプレジャーボート等の使用を禁止することになりました。これにより、今後支笏湖では、遊覧船など一部の適用除外を除き、自然公園法に基づく許可を受けずに動力船を使用することはできなくなりました。無許可での使用は法律により罰せられますので、ご注意ください。



TOPICS

ヒメマスなどの釣りを目的として動力船を使用する場合は、北海道内水面漁業調整規則に定める解禁区域(下の図の水色の範囲)、期間内(6月1日から8月31日まで)に限り、千歳市長の承認を得たうえ、特例として環境省の許可を受けることができます。

許可の申請は、千歳市が一括して環境省に対して行うこととなりますので、千歳市が定める申請期間内(3月15日から4月20日まで)に所定の様式をもって千歳市に申請を行ってください。



北海道内水面漁業調整規則に定める解禁区域

動力船使用許可証		平成	年度
環境省		NO.	
<small>自然公園法第13条第3項第14号に基づく許可証</small>			
船体番号			
使用者	住所		
	氏名		
	電話番号		
使用許可期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		

許可を受けた動力船には、上のような許可証を船体に貼っていただくことになります。
※色は年度ごとに異なります。

1,000羽ツルになって

(タンチョウの保護の取り組み)

釧路自然環境事務所

わが国のタンチョウは、狩猟による乱獲や生息地の開発等により、一時は数十羽にまで生息数が減少し、絶滅の危機に瀕しました。しかし、地域住民による精力的な冬季の給餌などにより、その生息数は着実に増加し、現在1,000羽を超えるまでに回復しました。

タンチョウの保護に関する取り組みは、文化財保護法により、昭和10年に天然記念物、昭和27年に特別天然記念物として指定され、その保全が義務づけられたことに始まります。

平成5年には、「絶滅のおそれのある希少野生動植物の種の保存に関する法律」に

より国内希少野生動植物種として指定され、タンチョウの捕獲や譲渡など個体の取扱いが制限されました。さらに、同年、総合的な保護体制を図るタンチョウ保護増殖事業計画が農林水産省、国土交通省(当時建設省)及び環境省(当時環境庁)により共同策定され、現在、同計画に沿ってタンチョウの保護の取り組みが進められています。

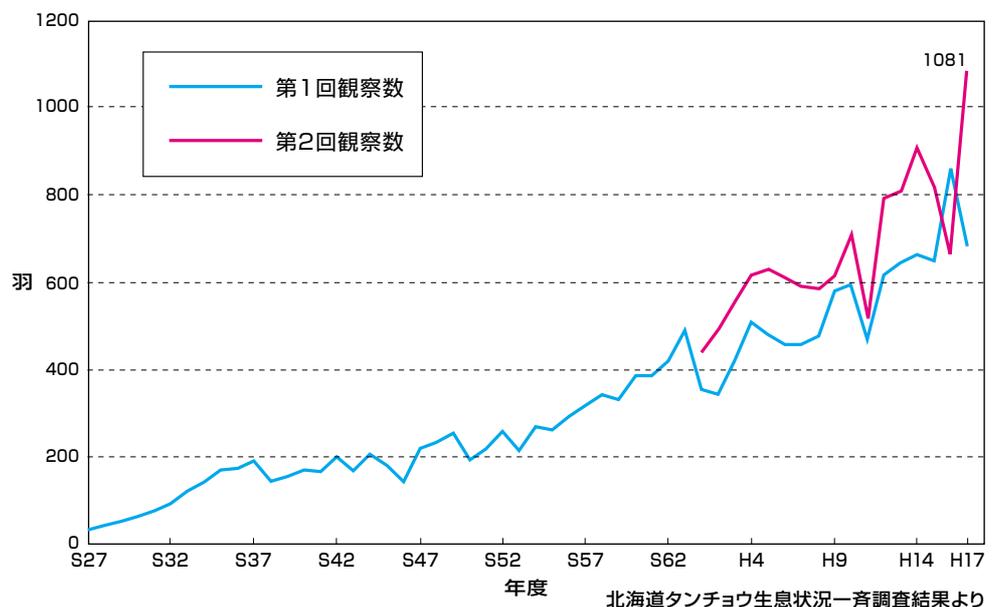
環境省は、給餌をはじめ、開発行為の指導等を行う際の重要な情報となる繁殖状況のモニタリング、個体識別し生態的な基本情報を収集する標識調査、野外で発見される死亡個体から人為的影響を調査する死因究明などを行っています。



1,000羽を超えたタンチョウを取巻く社会状況は変化しています。生息適地の湿原環境は開発等により減少し、生息数を維持するためには、冬季の餌不足を補う給餌は不可欠なものになっています。

その一方で、給餌場周辺の限られた地域に過度に集中して越冬しているため、重篤な伝染病が発症した場合、その生息個体数が再び激減するおそれがあるほか、人馴れさせてしまう給餌の実施によって、人の生活に近い場所に現れるようになり、電線及び車両などとの接触事故の増加や農作物食害・施設破損など人間生活への被害が懸念されています。

今後のタンチョウの保護については、生息適地の湿原環境が減少し、両者の距離が近づいている現状を踏まえ、両者の適切な関わり方の中で、タンチョウを後世に伝えていくことが求められています。



環境対策課

特

平成18年度

環境教育・環境保全活動の推進

1 家庭・学校、職場等あらゆる場で環境教育活動を展開するとともに、「環境白書」の内容を道民に広く知っていただくため「環境白書を読む会」、学校教員及び地域の活動実践リーダー等を対象とした「環境教育リーダー研修基礎講座」や「環境カウンセラー研修」を開催します。

2 「石綿による健康被害の救済に関する法律」が公布・施行されたことにより、健康被害者等からの救済等の認定申請等の受付業務を開始しました。



環境教育リーダー研修基礎講座
(雪の中での授業風景)

3 平成18年3月13日(月)から環境保全活動を推進し、環境パートナーシップを担う拠点として次のとおり「環境省北海道環境パートナーシップオフィス」(略称:EPO北海道)を開設しました。

所在地:札幌市北区北7条西5丁目5-3
札幌千代田ビル3階(JR札幌駅北口徒歩2分)
(電話 011-707-7060 FAX 011-707-7061)
業務時間:月曜日～金曜日 10時～18時
(土・日・祝日・年末年始は休業)

体制:常駐スタッフ2人
ホームページ:
<http://www.epohok.jp>
E-mail:
epoh-webadmin@epohok.jp



EPO北海道開設記念行事の風景
(ワークショップ)

地球温暖化対策の推進

1 石油特別会計を活用し、地方公共団体や民間団体等が行う省エネルギー、新エネルギーに関する取り組み等に対して補助を行いCO2削減などの地球温暖化防止施策を推進しています。

(補助事業の例)

【地方公共団体率先対策補助事業】

地方公共団体が作成している地球温暖化防止に係

る実行計画に基づき、自らが行う代替エネルギー・省エネ施設整備の整備に対する補助事業。

【省エネ型低温用自然冷媒冷凍装置の普及モデル事業】

既存の冷凍装置を更新または新設する際に自然冷媒(ノンフロン冷媒)を使用した冷凍装置を導入する民間団体等に対する補助事業。

2 京都議定書目標達成計画を実施するため、関係団体、事業者、地球温暖化防止活動センター、行政機関等と連携を図り、道民を対象に地球温暖化防止を目的としたイベント・研修会の企画・開催等の普及啓発活動を実施します。

循環型社会への推進

1 不法投棄

各自治体と協力して不法投棄情報への対応や不法投棄防止のための啓発活動を行います。

2 リサイクル

昨年10月から各自治体や経済産業局と連携して、自動車リサイクル法と家電リサイクル法に基づく立入検査を計画的に行うことになりました。

自動車リサイクル法は昨年1月に施行され、道内で引き取られた廃車は約14万台、また、家電リサイクル法は施行から約5年が経過しており、平成16年度の1年間に引取りが行われた家電4品目(テレビ、洗濯機、冷蔵庫、エアコン)は、道内で約44万台に上ります。リサイクルを推進するためには、廃車、廃家電を確実に各リサイクル法のルートに乗せることが必要です。このために、再資源化施設などへの立入検査を計画的に行います。

3 3Rの推進

環境への負荷を低減する循環型社会を構築し、ごみのリデュース(発生抑制)、リユース(再使用)、リサイクル(再生利用)という「3R」を推進するために、自治体やNPOと協働してごみゼロ推進大会を開催するなど、各主体の取組を推進するための啓発活動を行います。

集

国立公園・保全整備課

主要事業

利尻礼文サロベツ国立公園、大雪山国立公園管理計画の改定に向けて



利尻山を背にして咲くエゾカンゾウ

十勝岳と上ホロカメットク避難小屋

国立公園の管理にあたっては、公園ごとに「管理計画」が定められています。管理計画には、公園区域をさらに分割して、建築物の色彩、動植物への配慮といった自然景観を保全するための方針が書かれており、環境省ではこれを基にして公園管理を行っています。

利尻礼文サロベツ国立公園では、平成15年に国立公園区域が拡張され、公園内の施設の種類や配置、規制の強弱を定めた公園計画の見直しが行われたことや、サロベツ自然再生事業の進展、ラムサール条約湿地登録など地域をとりまく状況が変化しており、公園管理の方針もこれらにあわせて再検討する必要があります。

また、大雪山国立公園では、現行の管理計画が検討されてから約10年が経過しているほか、登山道のルート別に管理のあり方を定める「登山道管理水準」や登山者に守ってほしい「登山の心得」が平成17年度に作成されており、この成果も公園管理に反映させていく必要があります。

このため、2つの国立公園において学識経験者、関係行政機関等からなる管理計画検討会を立ち上げ、3月に稚内市と旭川市において第1回検討会を行いました。今年度は引き続きこの検討会で改定内容について意見を伺うほか、関心のある方々からも意見を受け付け、平成18年度中に新たな管理計画を作成していくこととしています。

検討会の結果や開催日のお知らせは、当事務所ホームページに掲載します。

大雪山国立公園の登山道整備

大雪山国立公園の登山道の中には、踏圧などによって、歩道の一部の水路化が進み、周辺植生が荒廃している区間が見受けられます。そこで、これらの改善を図るため「大雪山国立公園における登山道整備技術指針」を策定し、これに基づく整備を平成17年度から環境省直轄で行っています。

平成17年度は、沼ノ平から当麻乗越までの約2.4キロの区間(上川町・東川町)を整備しました。今年度は、昨年の区間に引き続き、沼ノ平分岐から大沼までの約1.7キロの区間の再整備を予定しています。

これらの整備においては、現地の石材や土など自然に同化する素材を可能な限り用い、また、地形や水系、植生など自然の条件や仕組みに応じて必要最小限の手をいれ、できるだけ自然な状態を保つよう配慮することとしています。

今後は、近自然的な工法による歩道整備(ハード)と「登山道管理水準」や「登山の心得」の効果的な運用(ソフト)を進め、両面から登山道の適正な整備と利用に努めていきます。



施工前



施工後

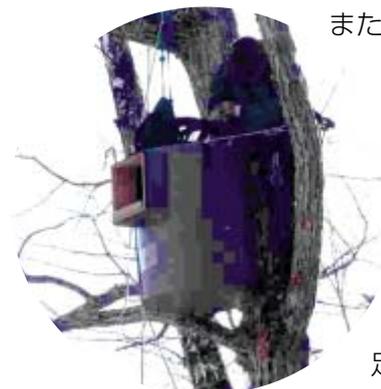
保護増殖事業の推進

人と野生生物が共存していくためには、生息地を守ることや、動植物の乱獲の防止などさまざまな取り組みが必要です。特に希少な動植物は「種の保存法」により、国内希少野生動植物種に定めらるうえで、絶滅のおそれを回避するための取り組みを進めることになっています。

北海道内では、シマフクロウ、タンチョウ、ウミガラス、エトピリカ、オオワシ、オジロワシ、レブンアツモリソウについて、引き続き保護増殖事業を進めます。

●シマフクロウ

現在、日本中に30～40家族しか棲んでおらず、日本の鳥の中でも特に絶滅が心配されています。最近ではすみかとなる洞のある太い広葉樹が少なくなってきたため、生息地に巣箱を設置しています。



シマフクロウの巣箱架け

また、いつどこで生まれた雛かわかるように標識調査（足環付け）を行うことにより、その後の分布やペアリングの状況などの把握に努めています。その他、餌不足を補うための給餌事業も行っています。

●レブンアツモリソウ

礼文島に自生する希少な本種を守るために、開花状況等のモニタリング調査、遺伝的分化を調べるDNA分析や盗掘防止のための巡視等を行うとともに、本種をとりまく生息環境や、受粉の手助けをする訪花昆虫についても調査をしています。



レブンアツモリソウ

●オオワシ・オジロワシ

オオワシ・オジロワシは冬季にロシアからわが国に飛来し、主に北海道において越冬する大型猛禽類で、オジロワシについては、わが国において繁殖もみられます。オオワシ・オジロワシの総合的な保護対策を適切に推進していくため、平成17年12月に両種の保護増殖事業計画が策定されました。



オオワシ



オジロワシ

それに伴い、野生生物の研究、野生生物の保護増殖に関する専門家から構成されるオオワシ・オジロワシ保護増殖分科会を平成18年3月に設置し、両種の生息状況及び生息地の現状の的確な評価並びに生息地の保護や保護増殖のあり方などについて、科学的な知見に基づき、検討しているところです。今後は、これまで蓄積された生息状況等に関する研究成果等情報をとりまとめ、良好な生息環境等を確保するとともに、野外で発見された死亡個体の死因解明により人為的影響の軽減を図るなど、適切な保護対策の実施に努めます。

●エトピリカ

エトピリカはアイヌ語で『美しいくちばし』という意味の名前を持つ海鳥で、北太平洋に広く分布しています。日本には4月下旬から8月にかけて、主として繁殖のために飛来します。かつては500羽ほどがいたと言われていたのですが、現在では約30羽が飛来するのみになっていました。今年度は、これまで行ってきた、飛来数を回復するためのデコイ（エトピリカの模型）の繁殖地付近への設置や繁殖状況のモニタリング調査、DNA解析等の調査研究を継続して実施するとともに、繁殖地付近での巡視や普及啓発のためのリーフレット作成を実施する予定です。



エトピリカ

自然体験活動と 心の教育



北海道環境カウンセラー協会 会長
藤田 郁男

エッセイ



環境学習の基礎は「幼児期からの自然体験」であると云われる。幼児期は、もっとも感性が発達し「人間性」を形づくる土台の時期にあたる。

最近の認知脳科学では「自然の多様性は、脳の前頭連合野の領域に多くの刺激を与える必要な場」それが野山や森・川・海などであることが分かっている。幼児期の脳は、原始的な脳なので、発達のためには自然環境が適していると云う。これは人類進化の道と深い関係がある。

「多様な形や生き物、圧倒的な意外性を持つ自然の中での活動は、脳内物質のドーパミンが分泌されるので積極的な学習意欲が出る」と云う。また、前頭連合野の正常な発達は「豊かな人間性の獲得」を促すと云われ、自然体験活動の重要性が指摘されている。(北大大学院 澤口俊之教授)

自然体験活動は、「集団生活に慣れるため」「家庭から離れての生活体験」等の「人と人とのふれあい」に重点が置かれている。「人と自然のふれあい」のなかで、脳の前頭連合野の正常な発達が「豊かな人間性の獲得」を促



すことはあまり知られていない。「自然体験活動中には子どもたちには喧嘩がない」と云われる。自然を仲立ちに多くの友達とコミュニケーションを取る重要性や取り方を学ぶ体験を通して、自己肯定感を持つ事ができるようになるからだと云われている。これを活用して神奈川県では「不登校対策事業」が行われている。「自然体験活動を通して豊かな社会性」を獲得していることを示している事例である。

子どもたちが自然に接するうちに、経験が積み重なって「自然の仕組み」に驚き、「自然のつながり」を意識して、やがて「自然への畏敬の念」を抱くようになる。このプロセスを参考にして、多くの自然学校のプログラムは

1) ゆっくりと環境に慣れ、参加者同士の信頼関係等をはぐくむ活動。

2) 自然観察・活動を通して自分自身を見つめ、自己受容等を促す活動。

3) 森の保全活動等を通して、仲間と協力しながら達成感・充実感等が得られる活動。

4) 森のパーティーの自主運営等で、達成感・充実感等をさらに高める活動。

5) 奉仕作業や振り返りなどで、新たな自分を発見し、自己有用感等を味わうことのできる活動。

の順で展開している。「自然体験活動は生存のための手段として学ぶ学習」とも云われる。このような「人間性の発達」のために絶対に自然体験活動の場が必要なのである。是非、身近な所に場が欲しいものである。このような観点から「自然環境保全」の声が出て「環境学習は人間性の基本を形成する場」になるという認識が望まれる。

自然体験活動の場には、自然に親しみ楽しみを気づかせてくれる「インタープリター」が重要な役割を持つ。先日行われた「環境教育リーダー研修基礎講座」もその養成の一部である。参加者の中にはすぐにでも

「環境学習のリーダーとして地域や職場で行動を始めたい」という人が多かった。しかし、この研修で「手段」「方法」を学んでも、真の「心の教育」の理念や研究の成果を知っても、習ってすぐにできるものでない。今後、自己研鑽を心がけ、レベルアップした指導理念と指導技術を学ぶ必要がある。国内では、「中級指導者？」養成講座は僅かである。

環境省・文科省の企画で、より幅広く、奥深い素質をもつインタープリターの養成に着手してもらいたい。

インタープリターは「教える」ことより、「心の教育」を支えるサポーターでもある。伝える相手との「一期一会」を生かすには、研鑽と周到な準備が必要である。

「自然を守る」

過日、留萌支庁との共催で「油流出事故時における野生生物への対応」をシミュレーションする講習会を開きました。道立地質研究所の濱田さんをメイン講師に、環境脆弱性指標地図(ESIマップ)を使って、被害を最小限度におさえるにはどうしたらよいかを話し合うのが目的です。

沿岸に油が漂着しそうになったとき、実際には優先順位をつけて守っていかなければなりません。また、海岸ごとに油を防ぐ方法が異なったりして、防除方法によっては油の影響が長期間残ってしまうことがあるそうです。そのような情報を地理情報システムの上で一元管理したものが、環境脆弱性指標地図なのです。いわば、油汚染時のハザードマップで生態系への被害をなるべく小さくするために、あらかじめどこにどんな生物が、いつ、どれだけいるのかをおおまかに把握し、情報として載せておくものです。

植物のように移動が大きい生物群や、集団繁殖地のようにあらかじめ場所や数がわかっているのなら問題はありますが、渡り鳥や海にいる生きもの

前羽幌自然保護官事務所 自然保護官 小野 宏治

たちはどうでしょうか。

大学の研究者や多くの市民ボランティアが介在する羽幌は、他地域と比べて、海岸調査や洋上海鳥分布調査などのデータが比較的整っているほうです。でも、デジタル化が十分でなかったり、データの時期や質に偏りがあって、基礎的な情報(ベースラインデータ)さえ欠けていることを、今回の講習会で痛感しました。

私たちが自然を守る際、こうしたデータは「守るための最低限のツール」といえます。地域のナチュラルリストはさまざまな観察眼をもっており、こうした人たちを巻き込みながら科学的な視点で自然をとらえることができれば、私たちの守備範囲はさらに広がるはずです。



講習会の様子

「自然からの警鐘」



海に映るブユ岬

知床が世界自然遺産に登録されて半年余りが過ぎた。世界自然遺産への登録の決め手の一つとして、知床の周辺海域が北半球における流氷の南限

であることが挙げられる。例年であれば、2～3月のウトロでは、びっしりと接岸した流氷がみられる。流氷ウォークや流氷ダイビングも人気を集めており、冬のウトロが賑いを見せる時期でもある。しかし、今シーズンのウトロは少し状況が違っている。2月半ばに暖かい日が続いたため、2月下旬にはウトロの海岸から流氷がほぼ消えてしまい、「海明け」を迎えてしまったのである。今年はオホーツク海の海水温が高いため流氷の勢力が弱いと言われており、地球温暖化との関係についても指摘されている。

海明けとともにもたらされたのが、大量の油汚染海鳥漂着の知らせであった。これまでに地元斜里町の海

ウトロ自然保護官事務所 首席自然保護官 河野 通治

岸において約1,900羽(3月17日時点では4,005羽)の油まみれになった海鳥の死体が回収されているが、雪解けが更に進めば、被害がより深刻であることが明らかになるであろう。

世界自然遺産の登録を受け世界の注目が集まる知床でみられた、例年にない早い海明けや油汚染による海鳥の大量死は、我々に対する自然界からの警鐘ののかも知れない。これらのメッセージに真摯に耳を傾けつつ、今後の知床世界自然遺産の管理をより一層充実させる必要があると強く認識している。



流氷の海



事業紹介

オーダーメイドのビジターセンター

霧多布湿原センター 館長 伊東 俊和

道東の根室と釧路に挟まれた太平洋側に広がる霧多布湿原。その湿原を見おろす高台に「霧多布湿原センター」がある。平成5年にオープンした町立のビジターセンターだ。

ビジターセンターというと、公園の中に設置された案内施設というイメージがあるが、霧多布湿原センターはまた別の趣を持っている。一言で言うと、「くつろぎの空間」が演出されていることだ。スタッフたちもそのための仕事大事な業務の一部になっている。

このセンターの運営計画を立てる以前、米国ワイオミングのビジターセンターで研修を受ける機会があった。映画「シェーン」の舞台となったところで、子どもの呼び声を背に受けながら帰っていくあのラストシーンにあった

とおり、雪をいだいたロッキーの山並みが遙か前方に美しく続いている。

霧多布湿原の価値やその保全についてどう伝え



霧多布湿原センター

ていこうかと意気込んでいた私の考えは、この研修中で大きく変わっていった。

レンジャーは「伝える前に感じてもらうこと」と笑顔で話す。「国立公園にやってくる人々の90%は遊びに来る人たちだ。自然の中でいい気持ちになりたいと思ってやってくる。そういう人たちに、初めから自然の価値や保護をという姿勢ではなく、その90%の人たちが帰るときに、自然にいだかれるこちよさを通して、自然や身近な環境のことが気になるような思いを喚起する、そんなきっかけをフィールドやビジターセンターで生み出すことが大切なことだ」と言う。質の高い解説や、アクティビティーはそれを補完するものとして位置づけられている。

彼らの対応をみていると、それぞれのビジターの要望にとっても丁寧に応えている。いっしょになって公園の楽しみ方を考えている。その情報は既製品の提供はなく、それぞれのレベルや利用の仕方に合わせたオーダーメイドであった。「まず、ここに来たいという気持

ちを持ってもらうこと、ここに来たらもっといたいなど、そして帰るときには、また来たいと思われる。」そんな「ビジターセンター



霧多布湿原全景

のあり方」を考えることが基本で、それが結局は自然保護の啓発の機会をたくさんつくることにつながっていく。そう言って彼は同じ公園内にある別のビジターセンターに連れていってくれた。

入口を入ると正面に階段があり、右側に小さなインフォメーションのカウンターがある。特に他とそう変わるものではない。また、そこには展示などは何もなく、拍子抜けがしたほどだが、見せたいのは2階だといわれ、その階段を上っていった。そして階段を上りきらないうちに、私の目に飛び込んできたのは、前面に広がる「シェーン」の遙かなる山並みであった。そのフロア全体はホテルのラウンジのように広く、一角には暖炉があり、正面はガラス張りになっている。その雄大な景色を前に多くの家族や、カップルがゆっくりとくつろいでいた。その奥にはレストランがあり、そこもまた、食事を楽しむ人々で埋まっていた。こんなビジターセンターもあるのかと目から鱗の思いをしたことを覚えている。

レンジャーは、「まず自然の中でくつろげる場を創りだすこと、教育や啓発はその延長にある」とくり返した。その意味がようやく理解できた。そんなビジターセンターづくりの実験を始めて12年が過ぎた。

いま、この霧多布湿原センターには隠れた自慢が一つある。それは「椅子の数」だ。展望ラウンジはもちろん、玄関ホール、展示スペース、図書コーナーとセンター



米国グランドテイオンナショナルパーク

ーのあちこちに椅子が置かれ、訪れた人々が自由に休めるようになっていく。スタッフたちが考えた「このセンターをゆっくりと楽しんでもらいたい」という形のの一つだ。

4月 6月の イベント 情報

現時点では日程が未確定なものや、日時・場所等が変更される場合がありますので、それぞれの連絡先に直接お問い合わせください。

稚内自然保護官事務所

Tel.0162-33-1100

4月29日(祝)

みどりの日 野鳥観察会

●実施場所:礼文町久種湖

4月29日(祝)

みどりの日 野鳥観察会

●実施場所:幌延町三日月湖

5月27日(土) 13:30~16:00

礼文島自然環境フォーラム

〈レプンアツモリソウの保護増殖についての意見交換等〉

●実施場所:礼文町ビスカ

上川自然保護官事務所

Tel.01658-2-2574

6月下旬

自然観察会〈湿原の動植物の観察〉

●実施場所:浮島湿原

支笏湖自然保護官事務所

Tel.0123-25-2350

4月29日(祝)

みどりの日 野鳥観察会

●実施場所:休暇村周辺

5月21日(日)

春期自然観察研修会

〈パークボランティアの研修会(一般参加歓迎)〉

●実施場所:休暇村周辺

6月4日(日)

環境の日 清掃活動〈支笏湖周辺のゴミ拾い〉

●実施場所:支笏湖

6月25日(日)

自然観察会〈支笏湖畔の自然観察〉

●実施場所:支笏湖

洞爺湖自然保護官事務所

Tel.0142-76-4877

6月中旬

第1回 子どもパークレンジャー

●実施場所:洞爺財田自然体験ハウス(洞爺湖町財田)

羽幌自然保護官事務所

Tel.0164-69-1101

6月24日(土)~26日(月)〈予定〉

第12回 天売島・焼尻島モニターツアー

●集合:札幌市内(場所は未定:札幌発着のチャーターバスによる)

●連絡先:北海道海鳥センター友の会事務所

(TEL.0164-69-2080)

支笏湖ビジターセンター

Tel.0123-25-2453

5月7日(日)

第一発電所まで歩こう!〈春の草花等を訪ね歩く〉

●実施場所:支笏湖VCから水明郷まで

5月14日(日)

紋別岳まで歩こう!〈季節の草花を楽しむ〉

●実施場所:支笏湖VCから紋別岳まで

6月4日(日)

第一発電所まで歩こう!〈新緑を訪ね歩く〉

●実施場所:支笏湖VCから水明郷まで

6月11日(日)

紋別岳まで歩こう!〈季節の草花を楽しむ〉

●実施場所:支笏湖VCから紋別岳まで

塘路湖エコミュージアムセンター

Tel.01548-7-3003

4月29日(祝) 10:00~12:00

みどりの日 探鳥観察会(共催:釧路自然環境事務所)

●実施場所:塘路湖エコミュージアムセンター周辺

5月13日(土) 10:00~12:00

皐月の鳥を見ながら歩人会

●実施場所:塘路湖エコミュージアムセンター周辺

6月10日(土) 10:00~12:00

新緑の湿原探鳥会

●実施場所:塘路湖エコミュージアムセンター周辺

温根内ビジターセンター

Tel.0154-65-2323

4月9日(日) 10:00~12:00

早春の湿原ハイク ~春の息吹を感じよう~

●実施場所:温根内ビジターセンター周辺

5月7日(日) 10:00~12:00

春の湿原ハイク ~春の風と語ろう~

●実施場所:温根内ビジターセンター周辺

5月28日(日) 9:00~11:00

湿原の夏鳥ウォッチング

●実施場所:温根内ビジターセンター周辺

6月4日(日) 10:00~12:00

春の湿原 花ハイク

●実施場所:温根内ビジターセンター周辺

身近なことから温暖化対策

平成18年2月13日に、「地球温暖化対策関係省庁連絡会議」等合同会議が開催され、その中で組織・施設単位の「目標の作成」、「毎月の進捗状況を把握し、必要な取り組み強化」を行うこととされました。

政府の事業や事務に伴い排出された二酸化炭素などの温室効果ガスは政府全体で平成16年度は前年比で4.5%増加しています。

平成18年度排出量を平成13年度比で7%減の目標達成が極めて難しい状況にあり、目標達成のため徹底した取り組みが必要となっています。

北海道地方環境事務所では、蛍光灯のインバーター化

等のハード面での対策、執務室照明の昼食時等の消灯、廊下・共用部・洗面所・喫煙室等の照明の消灯、ビジターセンター等の照明・冷暖房の節減などの対策を中心に、更に取り組みを強化していくこととしています。

みなさまにおかれましてもご協力をお願いいたします。



人事異動 | ()は旧職名

平成18年3月31日付

●定年退職

- 高橋 宏志(総務課長)
- 島影 芳治(野生生物課長)
- 松村 隆幸(稚内自然保護官事務所首席自然保護官)
- 谷田 博之(上川自然保護官事務所自然保護官)
- 久保 忠義(上士幌自然保護官事務所自然保護官)
- 南川 秀男(川湯自然保護官事務所自然保護官)

平成18年4月1日付

○野生生物課長

- 鈴木 清二(国立公園・保全整備課課長補佐)
- 北海道森林管理局北見森林事務所首席森林官
樋口 悟一(釧路自然環境事務所国立公園・保全整備課課長補佐)
- 釧路自然環境事務所国立公園・保全整備課課長補佐
川淵 義昭(北海道森林管理局国有林野管理課)
- 北海道管区行政評価局出向
大槌 靖之(環境対策課地方環境対策調査官)
- 環境対策課地方環境対策調査官
三上 貴広(北海道管区行政評価局)
- 国立公園・保全整備課公園計画専門官
太田 貴智(農林水産省静内統計・情報センター)
- 釧路自然環境事務所国立公園・保全整備課課長補佐
森川 久(釧路自然環境事務所国立公園・保全整備課整備計画専門官)
- 釧路自然環境事務所野生生物課課長補佐
小野 宏治(羽幌自然保護官事務所自然保護官)
- 中部地方環境事務所国立公園・保全整備課整備計画専門官
田畑 克彦(釧路自然環境事務所国立公園・保全整備課)
- 環境省自然環境局野生生物課
中島 治美(野生生物課自然保護官)
- 稚内自然保護官事務所首席自然保護官
盛川 実(支笏湖自然保護官事務所自然保護官)
- 羽幌自然保護官事務所自然保護官
新村 靖(箱根自然環境事務所)
- 上士幌自然保護官事務所自然保護官
寺内 聡(釧路自然環境事務所国立公園・保全整備課)

○東北地方環境事務所鳥海南麓自然保護官事務所自然保護官
田村 努(釧路自然環境事務所野生生物課自然保護官)

○環境省総合環境政策局環境影響評価課環境影響評価室
中島 信人(国立公園・保全整備課)

○国立公園・保全整備課自然保護官

浪花 伸和(環境省自然環境局自然環境計画課)

○近畿地方環境事務所野生生物課

西野 雄一(釧路自然環境事務所野生生物課)

○釧路自然環境事務所国立公園・保全整備課

澤栗 浩明(環境省自然環境局生物多様性センター)

○釧路自然環境事務所国立公園・保全整備課自然保護官

印南 陽子(長崎県県民生活環境部自然保護課)

○釧路自然環境事務所野生生物課自然保護官

大木 庸子(関東地方環境事務所野生生物課)

○野生生物課

瀬川 涼

●再任用

○総務課長

高橋 宏志

○上川自然保護官事務所自然保護官

佐藤 勝

○東川自然保護官事務所自然保護官

松村 隆幸

○上士幌自然保護官事務所自然保護官

島影 芳治

○支笏湖自然保護官事務所自然保護官

三島 喜久夫

○川湯自然保護官事務所自然保護官

南川 秀男

●自然保護官補佐(アクティブレンジャー)

○上川自然保護官事務所 大久保 智子

○羅臼自然保護官事務所 石名坂 豪

○釧路湿原自然保護官事務所 磯野 満里子

平成18年4月4日付

○釧路自然環境事務所国立公園・保全整備課自然保護官

奥田 青州(環境省自然環境局自然環境計画課)

北のいきもの事典

「エゾマツとトドマツ」

北海道ではよく見られるマツ林ですが、林の中を歩いてみるとマツにも色々な種類があることに気づきます。今回ご紹介するトドマツとエゾマツ(クロエゾマツ)は、その中でも代表格の一つで、実は両方とも国内では主に北海道にしか分布しておらず、エゾマツは「北海道の木」にも認定されています。同じ“マツ”の名前はついていますが、トドマツはクリスマスツリーなどに使われるモミの木の仲間、マツ科モミ属、エゾマツはマツ科トウヒ属と属している種が異なり、近づいてみると外観にも色々違いがあることがわかります。わかりやすいところでは、エゾマツの葉は先が尖っており、手で触るとチクチクしますが、トドマツの葉は先が丸く2裂になっており、エゾマツに比べてフレンドリーな触り心地がします。また、エゾマツの樹



▲トドマツの樹皮

◀トドマツの葉



◀クロエゾマツの樹皮

▼クロエゾマツの葉



皮は鱗状になっていますが、トドマツの樹皮は比較的滑らかです。

今度、マツ林を見かけることがありましたら、「これはどのマツかな?」とちょっと足をとめてみてはいかがでしょうか?

余談ですが、先だって人に勧められるまま、トドマツの樹皮からしみ出していた松ヤニを口に含んでみたことがありました。私の想像とは異なり、松ヤニは無味で、食感は昔ガム代わりに噛まれていたということをしみじみ感じさせられるものでした。ただ、その香りが非常に特徴的で、その人曰く「瞬間接着剤の匂い」が、口の中いっぱい広がってしばらく離れませんでした。瞬間接着剤を開発した方が松ヤニを意識して作ったのか、今度機会があったらぜひ聞いてみたいものです。

稚内自然保護官事務所
自然保護官補佐(アクティブレンジャー) 佐々木 伸宏

表紙写真

撮影場所:洞爺湖西岸 月浦湖畔

撮影日:平成17年5月10日

撮影者:高田 修(洞爺湖地区パークボランティア)

解説:写真は、洞爺湖中島を背景に花を咲かせるモクレン科の落葉広葉樹、キタコブシです。雪解け後間もない4月、洞爺湖周辺ではまだ彩りのない景色の中で、キタコブシが一際鮮やかに白い花を咲かせます。5月半ばを過ぎ、この花が咲き終わる頃には、木々の若葉が萌え、一気に新緑の景色へと移ろいでいきます。



編集後記

前号に続き、本格的に「環の道」がスタートする。体制も大きく変わり、新紙が読者の皆様に受け入れられるのか、あきれられるのか。これからの紙面によるものと思います。前機関誌「北の自然」と同様に読者に愛されるよう編集委員会一同頑張りますので、読者の皆様方からの叱咤・激励もお気軽に編集部までお寄せ下さい。

発行:環境省

北海道地方環境事務所

〒060-0001 札幌市中央区北1条西10丁目1番地 ユーネットビル9階

TEL(011)251-8700・FAX(011)219-7072

<http://hokkaido.env.go.jp/>

釧路自然環境事務所

〒085-8639 釧路市幸町10丁目3番地 釧路地方合同庁舎4階

TEL(0154)32-7500・FAX(0154)32-7575

<訂正>

P 6 保護増殖事業の推進

オオワシ・オジロワシ

「写真のキャプション」

(誤) オオワシ (正) オジロワシ

(誤) オジロワシ (正) オオワシ